

沖縄県振興審議会における 学術・人づくり部会の概要について

1 学術・人づくり部会の位置付け

沖縄県振興審議会運営要綱第2条の規定により、「当該審議会に部会を置く」とされており、沖縄県振興審議会に「総合」、「産業振興」、「文化観光スポーツ」、「農林水産業振興」、「離島過疎地域振興」、「環境」、「福祉保健」、「学術・人づくり」及び「基盤整備」の9部会が設置されている。

2 所掌事務

学術・人づくり部会は、沖縄県振興審議会の所掌事務である「県の振興に関する重要事項の調査審議」のうち、教育・人材育成、歴史、学術等に関することを所掌事務とする。

【主な審議事項】

- ・「沖縄振興計画等総点検報告書（素案）」
- ・「新たな振興計画（素案）」※令和2年度以降に調査審議予定

3 学術・人づくり部会の組織・委員の構成

学術・人づくり部会は、県内の学識経験者や関係団体代表者から選考された、部会長1名、副部会長1名及び8名の専門委員により構成されている。

部会長及び副部会長については、令和元年7月16日の第68回沖縄県振興審議会において、審議会会長からその職を指名されている。

4 委員の任期

令和元年7月16日から令和4年3月31日まで

5 会議の開催等

7月16日（火） 第68回沖縄県振興審議会において諮問

7月下旬～11月中旬 各部会での審議（各月1回、合計5回程度を予定）

→11月までに学術・人づくり部会における調査審議の結果のとりまとめ

12月中旬 正副部会長会議（各部会長からの報告、答申案協議）

12月下旬 第69回沖縄県振興審議会において答申

沖縄県振興審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則121号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置・所掌事務)

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる事項について調査審議する。

(部会長・副部会長)

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。この場合において、部会長は当該部会に属する委員のうちから、副部会長は当該部会に属する委員又は専門委員のうちから、それぞれ指名しなければならない。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(正副部会長合同会議)

第3条の2 審議会に、正副部会長合同会議を置く。

2 正副部会長合同会議は、部会長及び副部会長で構成する。

3 正副部会長合同会議は、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議を行う。

4 正副部会長合同会議は、総合部会長が主宰する。

(部会への出席等)

第4条 規則第10条第3項の規定により指名を受けて部会に属する場合のほか、委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとする場合は、当該部会長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び専門委員は第2条第2項の事項について、当該事務を所掌する部会長に対し、意見書を提出することができる。

(専門委員会の設置・所掌事務)

第5条 部会にその所掌事務を分掌させるため、必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、部会長が定める。

